

精神に障がいのある方のための制度

精神障害者保健福祉手帳制度

手帳を持つことで次のようなメリットがあります。**2年ごとに更新が必要**です。

- 所得税・相続税・贈与税などの障害者控除
- 交通費の助成(福祉乗車証の交付など)
- 体育館・動物園など、手帳の提示によって優遇措置を受けられます。

申請窓口 各区保健福祉課



障害年金制度

国民年金

傷病にかかり、かつ所定の保険料納付要件を満たしている方で、その傷病の障害認定日において、障害等級が1・2級の方に支給されます。

申請窓口 各区役所 保険年金課

厚生年金・共済年金

初診日に厚生年金または共済年金の被保険者で、障害等級が1・2・3級の場合、年金が支給されます。1級と2級には障害基礎年金に加算があります。

申請窓口 厚生年金…社会保険事務所 共済年金…各共済組合

生活保護

病気などで働くことが困難な場合や、働くことが可能でも収入が少ない場合に最低限度の生活を保障します。

障害者加算…障がいのある方が生活保護を受けるときに、障がいの程度に応じて加算が認定されることがあります。

申請窓口 各区役所



ホームヘルプサービス

(精神障がい者訪問介護事業)

精神障害者保健福祉手帳を所持するか、精神に障がいがあるために障害年金などの給付を受けている方で、日常生活に支障がある場合、食事・洗濯・掃除などの家事援助や清潔保持などの介護を受けることができます。

前年の所得税年額に応じて、利用料を負担することになります。

申請窓口 各区保健福祉課